



◎農薬の適正使用について

今月は、「安全・安心な農作物」を生産するうえで重要な、農薬の適正使用についてご紹介します。日々作業を行う中で、農薬の正しい使い方について習慣になっていくと思いますが、勘違いなどがあると思いますので、この機会に改めて見直してみてください。

■残留基準値超過の事例

まずは、農薬を適正に使用しないとうなるか、その事例をご紹介します。

千葉県内でも農薬の使用基準違反は発生しており、昨年度の一例として、シユンギクの残留基準値超過が起きました。

原因は、防除器具の洗浄不足でした。

庭木に農薬（シユンギク）の適用はない）を散布した後、タンクや動噴の中をよく洗わないまま、同じ器具を使ってシユンギクに別の農薬を散布してしまいました。



庭木に使った農薬が器具に残っていたために、シユンギクにもかかってしまい、その後残留農薬検査を行った際に、基準を超過する値が出たという経緯です。

これは、農薬取締法違反と、基準値を超過しているため食品衛生法違反にも該当します。

当人が出荷したシユンギクは回収し、基準値超過が発生したことについて公表されています。また、当人には農薬取締法違反で文書指導がなされています。

■使用基準違反が発生すると

農薬の使用基準違反が発生すると、本人だけではなく、生産地に次のような多大な影響を及ぼします。

- ・信頼を失う：報道されることにより、産地全体のイメージダウンとなってしまいます。
- ・売上を失う：出荷停止や、出荷したものを回収、違反があれば栽培中の作物も廃棄しなければならなくなります。

・時間を失う：基準違反が発覚してから、対応するために多くの時間を取られてしまいます。

こうならないためにも、農薬はラベルに記載された事項通りに使用すること、防除器具を適切に使用することは、必ず守って防除を行います。

また、農薬の散布履歴を記載することも重要です。散布履歴をつけなかったために、残留基準値超過が発生した際の調査が難航するという事例もあります。

記録しておけば、前作の振り返りが行えるなど、栽培する上で重要な情報になりますので、圃場ごとに記録していくことをおすすめします。

します。

■防除器具の洗浄について

農薬散布に使用した噴霧機などの防除器具は、使用後すぐの洗浄を徹底しましょう。

時間が経つと薬剤が固まったり、散布ノズルの目詰まりの原因になります。

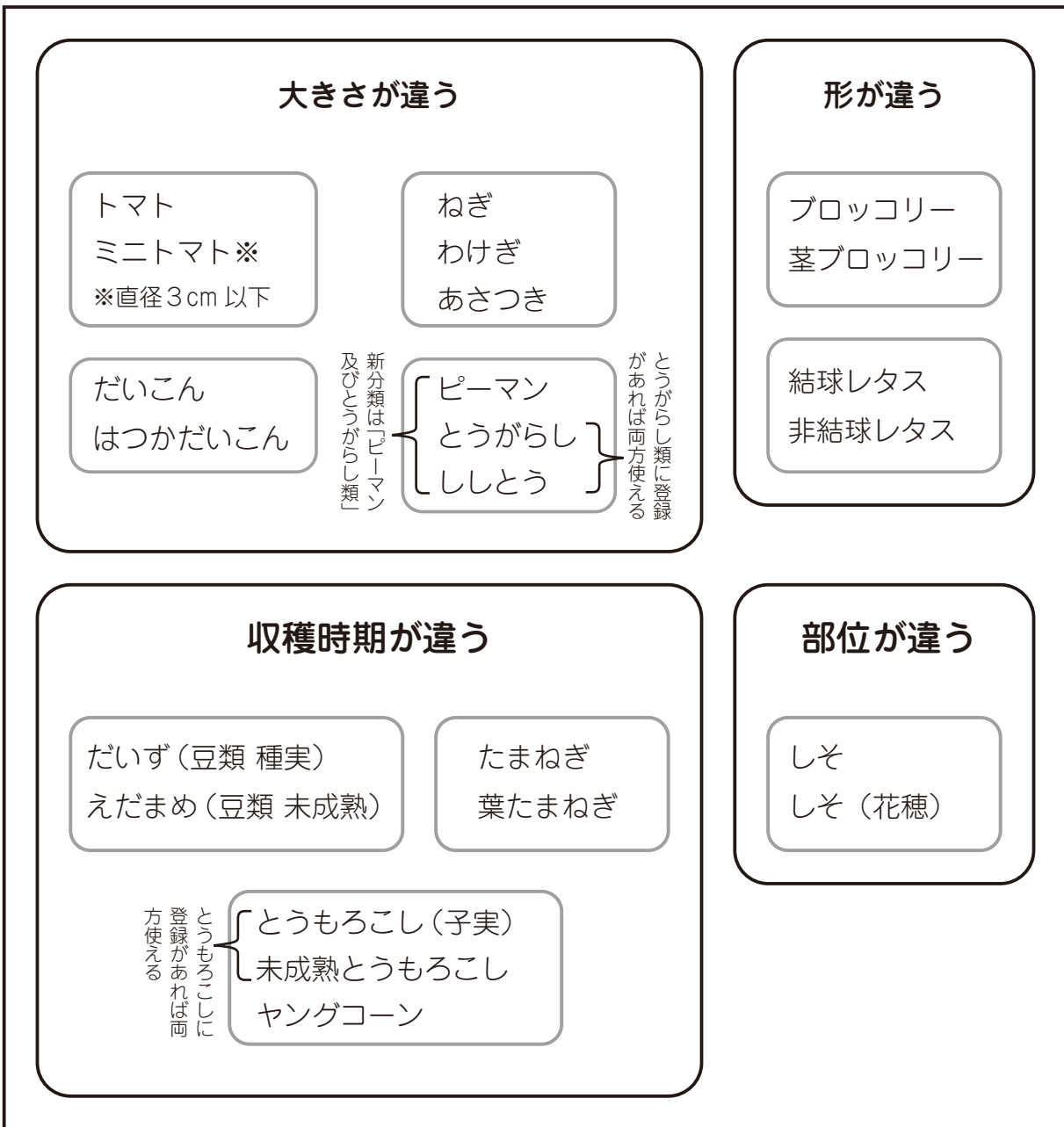
- ①噴霧機に薬液が残らないよう、散布ムラの調整に使うなどとして最後まで使用する。

- ②使用後すぐに、タンクに水を入れて洗浄する。タンクだけでなく、ノズルやホースの中なども十分に洗浄する。このとき防護服などは着用したまま洗浄作業を行う。



- ③洗った水が清水になるまで、水を入れ替えて何度か洗浄を繰り返す。

図. 間違いやすい農作物の例



※洗った水は、圃場の中で周辺の環境に影響がなく、作物を植えていない場所に流しましょう。洗った水が河川等の水系に入る恐れがある場所では、流さないようにしてください。

また、ストレーナーの目が詰まっていたり、汚れているものは取り替えましょう。防除器具を清潔に保つことが、使用基準違反のリスクを下げることに繋がります。

■間違いやすい品目

以上のように、農薬が適正に使用されないと残留基準値を超えて農薬が残留する可能性があります。農薬の不適正使用を防止するためにも、日頃から気をつける必要があります。

以下の図は、間違いやすい農作物の例をまとめたものです。これらは農薬登録上、別の作物に分類されます。

うっかりや思い込みなどが無いように、十分注意して農薬を使用しましょう。